

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第 12 回）
における論点整理

1 特定農薬における「原材料」の解釈について

- ・特定農薬の「原材料」には、
 - ①「指定の対象とする農薬を製造するために加工等を加えるもの」、
 - ②「指定対象とする農薬そのもの」（既存製品（食品や食品添加物等）を農薬へ転用する場合等）がある。
- ・これまでに検討した資材にこの解釈をあてはめると以下のとおりとなる。

「検討対象資材等」と「原材料」の関係

検討対象 資材等の名称	原材料	加工の内容	審議状況
食酢 ^{※1}	食酢	加工しない	指定済
重曹	重曹	加工しない	指定済
エチレン	エチレン	加工しない	合同会合において指定 してよいとの結論
焼酎	焼酎	加工しない	合同会合において指定 してよいとの結論
木酢液	木材・竹材を炭化する時に生じる 排煙を冷却し得られた液体	精製 ^{※2}	合同会合において 審議中

※1 食酢を原材料とする資材のうち、濃縮されたものについては、既指定の「食酢」には該当しない

※2 木材・竹材を炭化する時に生じる排煙を冷却し得られた液体を 90 日以上静置した後、上層の軽質油と下層の沈殿タールを除去する

2 他法令による規制がある資材の特定農薬指定について

- ・登録農薬及び特定農薬は、農薬取締法に基づく規制に加えて、他法令による規制を受ける。これは、農薬取締法の規制と他法令の規制が、それぞれ異なる目的で実施されるためである。
- ・したがって、特定農薬の指定に際しては、当該農薬に係る他法令等に基づく規制の遵守を徹底することとする。具体的には、他法令による規制や業界の自主的な規制等の内容を適宜反映し、通知等により使用者に対し使用・貯蔵上の注意事項等の指導を徹底していくこととする。